

公共工事用保証契約基本約款

（保証約款創設の趣旨）

この保証約款は、公共工事の確実な履行を担保することと国際性を維持することを目的として、国際商業会議所制定の「ICC 契約保証証券統一規則第524号（ICC Uniform Rules for Contract Bonds No.524）」に基づき作成されています。

（保証債務の負担）

- 第1条 保証人は、債務者の責めに帰すべき事由により、保証期間中に保証証券記載の契約（以下「主契約」といいます。）に基づく債務（以下「主債務」といいます。）の不履行（以下「債務不履行」といいます。）が生じた場合は、債権者に対し債務者と連帯して保証証券記載の保証金額（以下「保証金額」といいます。）を限度に主債務の履行を保証します。
- 前項の主債務には、次の各号の債務は含まないものとします。
 - （1）契約不適合責任債務（種類または品質に関して契約の内容に適合しないものを保証する債務）
 - （2）主契約に基づいて債務者が債権者から受領した前払金の返還債務
- 第1項に規定する債務不履行には、主契約で定められている債務者の責めによる主契約の解除事由が発生した場合に生じる債務不履行を含むものとします。

（保証債務の消滅）

- 第2条 保証人は、債務者の責めに帰すべき事由により、債務不履行が生じた場合において、保証金額を債権者に支払うことにより、いつでも前条に規定する保証人の債務（以下「保証債務」といいます。）および特約条項に規定する保証人の債務を消滅させることができます。
- 前項のほか、債務者の責めに帰すべき事由により、債務不履行が生じた場合において、保証人が、自己の選択に基づき、前条の規定にかかわらず、債務者に代わって自ら主債務を履行したとき、または、債権者が認め、かつ、主契約に基づく債務者の権利義務を承継した第三者（以下「代替履行業者」といいます。）に主債務を履行させたときには、保証債務は、消滅するものとします。
- 保証人は、前項の規定に基づき代替履行業者に主債務を履行させる場合には、そのために生じる増加費用（主債務を履行するために要する費用等から債権者または第三者から支払を受ける額を控除したもので、必要かつ妥当なものをいいます。）を代替履行業者に支払うものとします。

（保証責任期間）

第3条 保証人が、保証期間の末日の翌日から起算して6か月を経過した日までに債権者から保証債務の履行請求を受けなかった場合は、保証債務は、消滅するものとします。

（債権者による通知）

- 第4条 債権者は、次の各号の事実が発生したことを知ったときは、遅滞なく、その事実を保証人に通知するものとします。
 - （1）債務者の債務不履行もしくは主契約違反または保証人が保証債務を履行すべき事態が発生したとき。
 - （2）債務者につき、支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 - （3）債務者の財産につき強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたときまたは保全差押としての通知が発せられたとき。
 - （4）債務者が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - （5）債務者の商号、名称もしくは氏名または住所が変更されたとき、および債務者が法人の場合には代表者が変更されたとき。
 - （6）住所変更の届出を怠るなど債務者の責めに帰すべき事由によって、債務者の所在が不明となったとき。
- 債権者は、債務者から請負代金債権の譲渡の通知を受けたときは、遅滞なく、その事実を書面をもって保証人に通知するものとします。
- 債権者は、次の各号の承諾をするときは、事前に書面をもってその旨を保証人に通知するものとします。
 - （1）債務者が債権者に対して有する債権の譲渡を承諾しようとするとき。
 - （2）債務者の申出により、請負代金の第三者による代理受領を承諾しようとするとき。
- 債権者は、主債務がすべて履行されたときまたは主債務が消滅したときは、遅滞なく、その旨を証する書面を添えて保証人に通知するものと します。
- 前各項に規定する事実について、保証人が債務者からの通知を受けた場合または保証人が債務者からの通知を不要と認める場合には、債権者は、 通知を要しないものとします。

（主契約の内容の変更）

- 第5条 債権者は、主契約の内容を変更するべき次の各号の事実が発生したときは、遅滞なく、その旨を証する書面を添えて保証人に通知するもの とします。
 - （1）設計変更に伴う契約変更を行ったとき。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、除きます。
 - （2）請負金額の変更を行ったとき。ただし、変更見込額が請負金額の30%以下の場合を除きます。
 - （3）工事の全部または一部の施工を中止したとき。

（工期の変更）

第6条 債権者は、工期の変更をしようとするときは、事前に、遅滞なく、その旨を証する書面を添えて保証人に通知するものとします。ただし、 保証人が認める場合は、通知を要しないものとします。

2. 保証人が前項の通知を受けたときは、保証期間は、工期の変更に応じて変更されたものとみなします。

（保証債務履行の請求）

- 第7条 債権者は、保証債務の履行を請求しようとするときは、次の書類を保証証券に添えて、保証人に提出しなければなりません。
 - （1）保証債務履行請求書
 - （2）債務不履行の事実および請求額を立証する書類
 - （3）その他保証人が損害の調査のために必要と認める書類

（保証債務履行開始期限）

第8条 保証人は、債権者から代替履行請求書を受領した日の翌日から起算して30日以内に保証債務の履行を開始します。ただし、この期間内に必要な調査を終えることができないときその他の特別の事由がある場合においては、この期間を延長し調査を終了した後、遅滞なく、保証債務の履行を開始します。

（保証契約の解約）

- 第9条 債権者は、保証人に事前の通知を行うことにより、この保証契約を解約することができます。
- 保証人は、債権者の承認を受けた場合には、この保証契約を解約することができます。

（保証契約の無効）

第10条 この保証契約の締結時において、債権者に詐欺の行為があった場合（主債務の内容その他保証債務の履行にかかる重要事実につき債権者 が不実のことを告げた場合を含みます。）には、この保証契約は無効とします。

（譲渡または質入れの禁止）

第11条 保証人は、保証証券に基づき負担する保証人の債務については債権者からの請求以外には、たとえ保証証券に基づく債権の譲渡または質 入れ等があっても、保証人の書面による事前の承諾のある場合を除いては、これらの譲受人等に対しその履行の責めを負いません。

（代位等）

- 第12条 保証人が、第1条に規定する保証債務を履行する場合（第2条の規定により保証人が保証債務を消滅させる場合を含みます。）には、これと引換えに債権者は、自らの権利を害さない範囲において、債務者に対して有する一切の権利を保証人に代位取得させ、または譲渡するとともに保証人の権利を確保するために必要な一切の措置をとるものとします。
- 債権者は、保証人の債務者に対する債権の回収に協力するとともに、債務者または他の者から債権を回収した場合には、保証人の取得すべき回収金額をすみやかに保証人に支払います。

（基本約款の読み替え）

第13条 保証人が、第2条第2項の規定に従い、代替履行業者に主債務を履行させる場合には、同条第1項の規定を除き、この約款中「債務者」とあるのは「代替履行業者」と読み替えるものとします。

（管轄裁判所）

第14条 この保証契約に関する訴訟、和解および調停については、保証人の本店または保証証券記載の営業店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

（準拠法）

第15条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠するものとします。

特 約 条 項

以下に印刷されている特約条項については、保証証券面上の特約条項欄に特約名称が表示されている場合に適用されます。

契約不適合責任保証特約条項

（契約不適合責任債務の負担）

第1条 保証人は、この特約条項に従い、公共工事用保証契約基本約款（以下「基本約款」といいます。）第1条第2項第1号の規定にかかわらず、保証証券記載の契約不適合責任保証期間（以下「契約不適合責任保証期間」といいます。）中に債権者が、債務者または基本約款第2条第2項の規定により債務者の権利義務を承継した第三者（以下「債務者等」といいます。）に種類または品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」といいます。）の履行の追完請求を行

いまたは履行の追完に代えもしくは履行の追完とともに損害の賠償を請求したときに、債務者等の責めに帰すべき事由により、保証証券記載の契約（以下「主契約」といいます。）に基づく契約不適合責任債務（以下「契約不適合責任債務」といいます。）の不履行（以下「債務不履行」といいます。）が生じた場合は、債権者に対して債務者等と連帯して保証証券記載の契約不適合責任保証金額（以下「契約不適合責任保証金額」といいます。）を限度に契約不適合責任債務の履行を保証します。

（契約不適合責任保証債務の消滅）

- 第2条 保証人は、債務者等の責めに帰すべき事由により、債務不履行が生じた場合において、契約不適合責任保証金額を債権者に支払うことにより、いつでも前条に規定する保証人の債務（以下「契約不適合責任保証債務」といいます。）を消滅させることができます。
- 前項のほか、債務者等の責めに帰すべき事由により、債務不履行が生じた場合において、保証人が自己の選択に基づき、前条の規定にかかわらず、債務者等に代わって自ら契約不適合責任債務を履行したとき、または、債権者が認め、かつ、主契約に基づく 債務者等の権利義務を承継した第三者（以下「本特約上の代替履行業者」といいます。）に契約不適合責任債務を履行させたときには、契約不適合責任保証債務は、消滅するものとします。
- 保証人は、前項の規定に基づき本特約上の代替履行業者に契約不適合責任債務を履行させる場合には、そのために生じる履行の追完費用（契約不適合の履行を追完するために要する費用等、必要かつ妥当なものをいいます。）を本特約上の代替履行業者に支払うものとします。

（契約不適合の履行の追完請求等の通知）

第3条 債権者は、工事的物に契約不適合があり、債務者等に契約不適合の履行の追完請求を行いまたは履行の追完に代えもしくは履行の追完とともに損害の賠償を請求したときは、遅滞なく、その旨を証する書面を添えて保証人に通知するものとします。

（契約不適合責任保証期間）

第4条 保証人が、契約不適合責任保証期間の末日の翌日から起算して6か月を経過した日までに債権者から前条に定める通知を受けなかった場合は、契約不適合責任保証債務は、消滅するものとします。

（特約条項の読み替え）

第5条 保証人が、第2条第2項の規定に従い本特約上の代替履行業者に契約不適合責任債務を履行させる場合には、同条第1項の規定を除き、この特約条項中「債務者等」とあるのは「本特約上の代替履行業者」と読み替えるものとします。

（基本約款の読み替え）

第6条 この特約条項においては、基本約款中「主債務」とあるのは「契約不適合責任債務」と、「保証債務」とあるのは「契約不適合責任保証債務」と、「債務者」とあるのは「債務者等」と読み替えるものとします。

（基本約款との関係）

第7条 この特約条項に規定のない事項については、この特約に反しない限り、基本約款の規定を準用します。